らかにすることで、 情報公開制度は、 市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市 市が保有する市政情報について、その内容を具体的に明

政運営を保障していくための制度です。 対象となる市政情報は、 市の職員が職務上作成、 取得した情報で、 市が管

理しているものです。

情報公開を請求する場合は、

所定の手続きが必要と

なります。

庶務課法制係

問合せ

情報公開

ですが、 ません。 市政情報は開示することが原則 次のような情報は開示でき

法令などで開示することができ

ないと規定されている情報

個人のプライバシーに関する情報 ると人の生命・財産・公共の安全 などに支障をきたす情報 法人の利害に関する情報、 開示す

政運営に支障をきたす情報 開 一示すると公正または適正 な市

報公開 請求と処理の状況 の

として143件の市政情報を開 請求があり、これに対する対象文書 台帳に関する情報など55件の開示 しました。 整理事業に関する情報、 平成19年度は、 羽村駅西 住居表示 1日土 地区 示

場合などは、不開示または の決定をしました。 れる恐れのある場合や、法人の事業 することでプライバシーが侵害さ 動上の利益を害する恐れのある 請求内容に個人情報を含み、 部 開示 開

■□■実施機関別情報公開請求件数と処理状況■□■								(単位:件)		
実施機関	請求	開示		一部開示		不開示	不存在	取下げ	却下	不服
天心(成民)		決定通知	対象文書	決定通知	対象文書	決定通知	決定通知	AX I'I	ا داح	申立て
市長	41	22	76	17	46	1	3	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	0	2	5	0	0	0	0	0
農業委員会	6	0	0	6	10	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	3	4	0	0	0	1	0	0	0
合 計	55	27	82	25	61	1	4	0	0	0

- ■1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は 異なります。
- ■決定通知と対象文書
- □決定通知の件数は、開示、一部開示などの処理が決定した請求の数です。
- □対象文書の件数は、決定通知に対する市政情報の数です。
- □ 1 件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、決定通知と対象文書の件数は 異なります。

ませんでした。

平成19年度は、

不服申立てはあり

開かれた

不服申立て

決定された場合、その決定に不服が ある方は、不服申立てができます。 請求した情報が公開できな

羽村市情報公開 個人情報保護審査会

会に対して諮問を行い、審査会がそ 審査会」を設置しています。 関として、学識経験者5人で構成す 定を行います。 た事項に関して、 実施機関が、再度、 す。その審査結果(答申)を踏まえ、 の決定が適当かどうかを審査しま る「羽村市情報公開・個人情報保護 開示請求された実施機関が審 市では、不服申立てを審査する機 開示・不開示の決 不服申立てされ

■□■一部開示、不開示理由の内訳■□■

◆不服申立ての件数と処理の状況

(単位:件)

法令などに開示できないと規定されているため	0
個人に関する情報が含まれているため	23
法人の事業活動上の利益を害するため	5
犯罪の予防などに支障が生ずるため	1
審議・検討中の事項であって、公にすると、決定の中立性や特定のものに利益や不利益を及ぼすため	0
市の検査・契約・争訟・人事管理などの事務であって、公にすると適正な遂行に支障が生ずるため	1
公にしないとの条件で提供されたため	0

■1件の請求に対し、一部開示の理由が複数となる場合があるため、一部開示の決定件数と理 由の件数は異なります。

ることはできませんが、市役所など

利用してください。

◆公開した情報

らせしてきました。 外にも、審議会などの会議録や人事 行政の運営状況などについてお知 紙面などの関係で、全てを掲載す 平成19年度は、 財政状況の公表以 ジなどを通じて公表していく方針 極的に広報はむらや市ホームペー なくても、提供できる市政情報は積 市では、 情報公開の請求手続を

市からの情報発信



情報公開・個人情報保護コーナー

市役所3階にあります。 利用を希望する場合は、庶務課へお 越しください。

の適正な運営を保障していくための制度です。 請求する権利を明らかにし、 を定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを 個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルール 個人の権利利益などの保護を図り、市政

(単位:件)

12

1 2

0

0 0

3

1

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

項目別件数

新規

変更

廃止 新規

変 更

廃止 新規

変更

廃止

新規

変更 廃止

新規

変 更

廃止

新規

変更

廃止 新規

変更

廃止

新規

変更 廃止

ば況 個人情報取扱事務の

報保護審議会」に報告することが義 長はその個人情報を「羽村市個人情 その目的や内 市

容について市長に届け出を行い、 情報を取り扱う場合、 市 が申請書や届出書などで個人

の中止請求と処理の状況

求と利用の中止請求はありません 平成19年度は、 個人情報の訂正請

守るために

■個人情報取扱事務届出件数内訳■

届出件数

15

0

5

0

0

0

0

0

実施機関

市長

水道事業管理者

教育委員会

選挙管理委員会

農業委員会

監査委員

固定資産評価審査委員会

議 会

■個。	人情報	はの請求付	り請求件数と処理状況■ (単位:							
実施	機関	請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ			
市	長	10	7	0	1	2	0			

開示請求·訂正請求·利用